

事業主や企業の方へ

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)では、労働者数が56人以上の一般民間事業主は1.8%以上の障害者を雇用しなければならないと規定しています。

- ◆「障害者雇用を考えているがどうしたらよいかわからない」
- ◆「初めて障害者を雇用するがどんな配慮が必要か」
- ◆「どんな仕事をまかせられるか」
- ◆「障害のことがわからない」など

事業主の方の様々な悩みや相談に応じます。

事業主や企業の方が安心して障害者を雇用できるように、「すみだ障害者就労支援総合センター総合相談室」では、ハローワーク・障害者訓練施設・特別支援学校・医療機関などと連携して、支援させていただきますので、お気軽にご相談ください。



Q&A

Q1 誰でも利用できますか？

A1 主な利用対象者は、企業等への就労をめざす区内在住の障害者や障害者を雇用する企業等です。

Q2 費用はかかりますか？

A2 ご相談だけであれば費用はかかりません。ただし、就労のための訓練施設の見学やセミナーの参加等で交通費や参加費がかかる場合もあります。

Q3 職業紹介をしてくれますか？

A3 総合相談室では、基本的に職業紹介は行いません。職業紹介はハローワーク等が行います。

案内図



交通機関 電車 : JR総武線・東京メトロ半蔵門線
「錦糸町」駅から徒歩 約8分
都バス : 錦27小岩駅⇔両国駅
業10業平橋⇔新橋
「緑三丁目」バス停から徒歩 約6分
「亀沢四丁目」バス停から徒歩 約6分



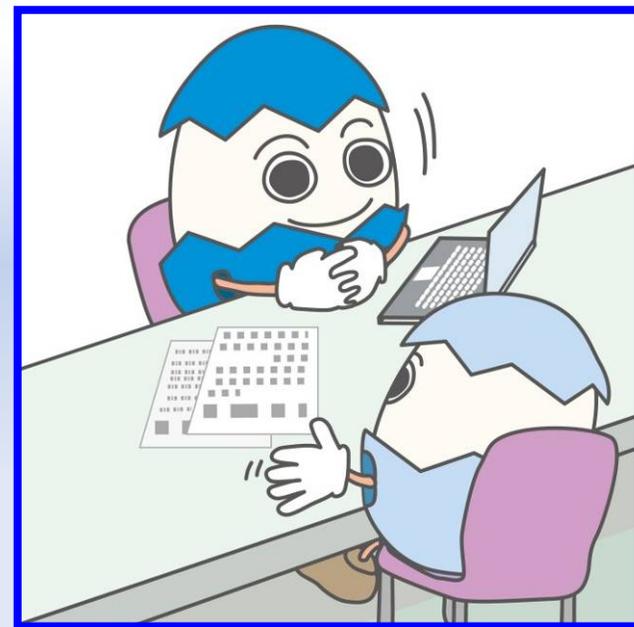
すみだ障害者就労支援総合センター 総合相談室

〒130-0021
東京都墨田区緑4-25-4
電話 03-5600-2004 Fax 03-5600-3280
E-mail SHUROU@city.sumida.lg.jp

すみだ障害者就労支援総合センター

総合相談室

はたらく仲間を応援します！



すみだ

総合相談室への相談→企業等への就職まで

相談

訓練・就労支援

生活支援 職場定着支援

就労障害者



総合相談室



面談・情報提供・訓練施設等紹介・利用支援

相談

求職障害者



病院デイケア・就労継続支援B型・生活介護・地域活動支援センター等



身体・知的・精神障害者やその家族、障害者を雇用する企業等に対して相談 支援を行い、企業等での就労に向けて適切な訓練や支援が受けられるよう、また、継続して働き続けられるようコーディネートを行います



主な対象者

- ・企業等での就労をめざす障害者で区内在住者等
- ・区内障害者支援機関
- ・障害者を雇用する企業



企業実習・採用面接

企業等での採用

就労障害者生活支援事業



職場定着支援
生活支援 等

すみだ障害者就労支援総合センター総合相談室の事業



事業時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9:00～午後5:00



業務内容

- 1 障害者就労に関する相談事業
- 2 就労移行支援事業等の訓練施設やハローワーク等の就労関係機関の紹介及び利用支援
- 3 就労関係機関・一般障害者向就労セミナーの開催
- 4 障害者就労に関する区内・区外ネットワークの構築
- 5 一般区民・企業への啓発事業
- 6 企業支援
（職場研修への参画・施設整備助成事業の実施）
- 7 職場開拓
（職場実習奨励金・受入報奨金事業の実施）

